

道路維持管理業務

平成19年10月

国 土 交 通 省
道 路 局

1. 直轄国道の広域幹線機能

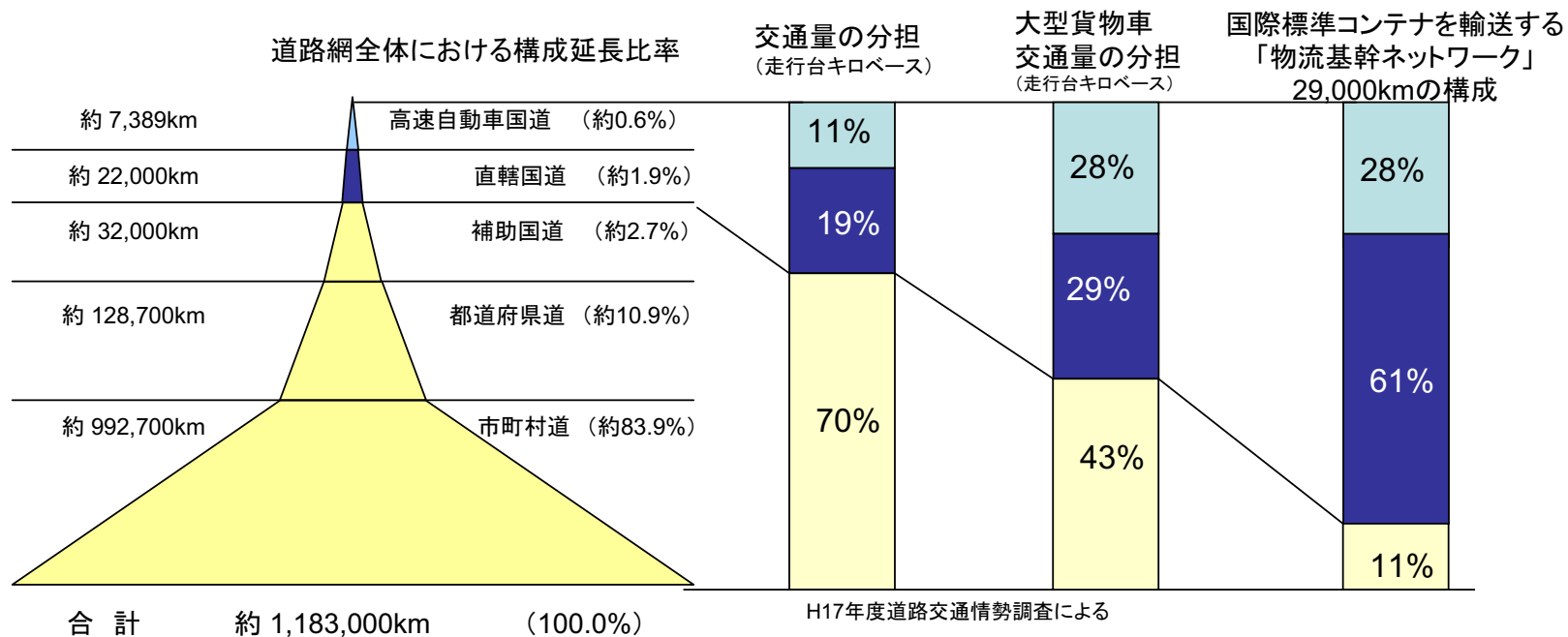
- 広域的交通を担う幹線道路網の根幹を占める道路については、都道府県の枠を越えて一定水準のサービスを確保する必要がある。
- 例えば、国際標準コンテナの通行が可能なネットワークや複数の都道府県を跨ぐ幹線道路の整備・管理については、国家的観点から、効率的、統一的に行われる必要がある。

【道路法に定める道路の意義】

一般国道：高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成

都道府県道：地方的な幹線道路網を構成

市町村道：市町村の区域内に存する道路



2. 直轄国道の機能を果たすためには高水準の管理が必要

- 大量・高速の輸送を担う指定区間国道には高い信頼性と安全性が必要であり、高頻度の道路巡回や構造物の点検によって、異常に対し速やかに対応する体制をとっている。
- 大規模災害の際にも、迅速な復旧と道路網の活用により、交通機能の確保を図っている。

【高い信頼性を確保する直轄国道の管理】

○道路巡回の水準

	道路巡回の頻度
直轄	毎日1回
県	2~1回/週



○道路構造物等の定期点検(詳細点検)の水準(例)

	直轄	県
橋梁	1回/5年	1回/5~15年
道路トンネル	1回/2~5年	適宜
路面性状調査	1回/3年	適宜

○災害に対する信頼性

(延長1,000kmあたりの災害発生回数)

防災点検や日常的な巡回を踏まえた防災対策等により、直轄国道は比較的災害に強い

	災害発生頻度
直轄国道	0.6件/千km
都道府県管理道路	33.7件/千km

【万一の被災時にも迅速な機能復旧が可能】

例:新潟県中越沖地震発生時の復旧対応

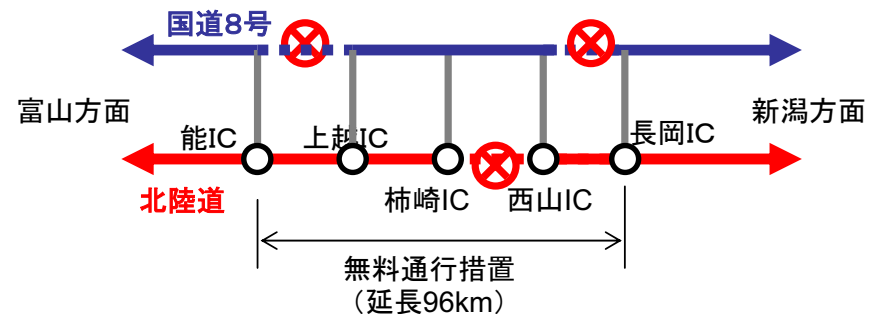
(発生直後に全面通行止めとなった道路)

高速道路:北陸道(3箇所)

直轄国道:国道8号(3箇所)、116号(5箇所)

県管理道路:29箇所

約24時間後 北陸道及び直轄国道の相互補完により、富山~新潟間の広域幹線ルート機能を確保



○通行止め箇所の応急復旧までの平均所要日数
直轄国道:約1.5日、県管理道路:約1週間

3. 道路維持管理業務の使命

道路法第42条では「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」と定められ、道路管理者は通行安全確保に責務を課せられている。

- 道路維持管理は利用者の安全・安心に直結。
- 管理行為(安全判断など)と維持管理の結果に係る責任とは一体不可分。

道路管理者は、道路を常時良好な状態に保ち、利用者が安全・安心に利用できるように維持管理を実施。

【巡回や落下物の回収】



【ポットホールの処理】



橋梁の点検



橋梁の補修



維持・修繕等の作業方法、災害時の点検、緊急措置の内容の決定など道路管理者による様々な安全判断とその判断の結果、道路管理瑕疵があった場合の責任は一体不可分であり、切り離すことはできない。

道路管理瑕疵事例

大阪国道163号 雑草繁茂単車転倒事件

原付自転車の運転者が渋滞のため路肩を走行中、のり面に生育していた雑草に前輪を引っ掛け道路側に倒れたところをトラックに轢かれた。

長崎国道206号 河川転落事件

夜間、歩道を歩行中、道路と川が交差しているにもかかわらず、照明設備やガードレールがなかったため約2.3m下の川に転落し、負傷。

滋賀国道161号 雪崩防止柵接触車両損傷事件

大型貨物自動車が、路肩の外側に設置された高さ約336cm(路面より)の雪崩防止柵に接触、車両を損傷。

4. 道路維持管理業務の外部委託の現状

■道路維持管理業務のうち、安全判断を要しない「作業」については、全て民間事業者へ委託を行っている。

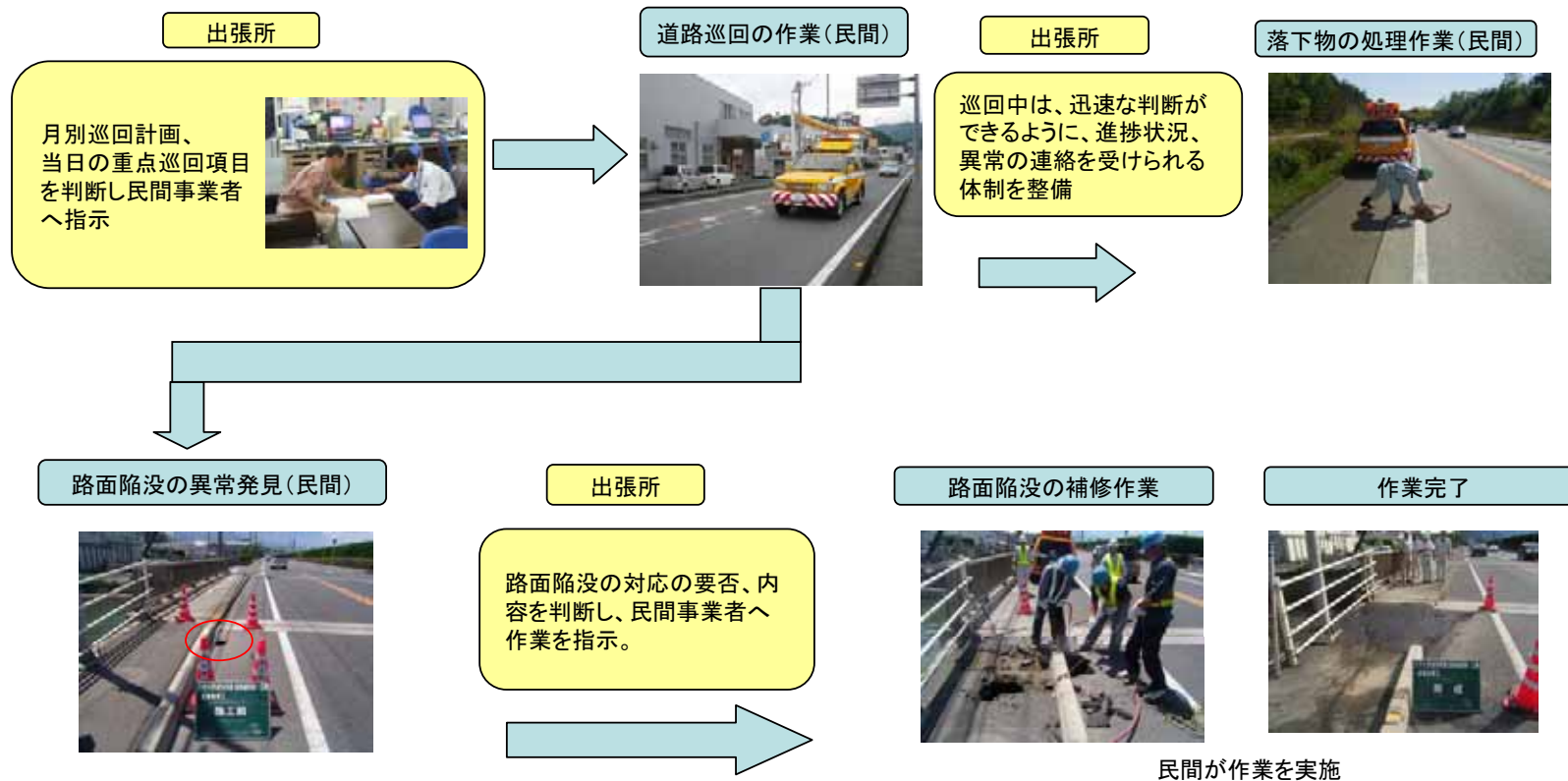
■行政は計画決定、措置判断、関係機関調整、検査・監督等を実施。

道路維持管理業務における外部委託

	出張所(判断等)	外部委託(作業)
巡回	巡回計画(頻度、重点確認箇所等)の判断、決定 緊急時の措置判断 関係機関との連絡調整、対応の判断 地域住民との連絡調整、対応の判断	巡回(通常巡回、夜間巡回、異常時巡回) 応急処理 巡回結果とりまとめ 管理用カメラによる監視
維持	維持計画(除草等の頻度、緊急時の体制等)の判断、決定 緊急・災害時の措置判断 関係機関との連絡調整、対応の判断 地域住民との連絡調整、対応の判断	路面の清掃 除草・剪定 路面の軽微な補修 道路付属物の軽微な補修 緊急・災害時の応急作業
点検	点検計画(箇所、点検内容等)の判断、決定 点検結果の評価・対策案の判断、決定	点検前の調査 現地点検 点検データのとりまとめ整理 点検結果の解析 対策案の検討

	出張所(判断等)	外部委託(作業)
修繕	修繕計画(計画、工事の内容等)の判断、決定 関係者協議、地域住民への周知、対応の判断 監督・検査、その結果の判断	調査設計 工事積算の補助 舗装の補修 構造物の補修 防災・震災対策の作業 工事監督の補助
除雪	除雪計画(体制、出動基準等)の判断、決定 緊急時の措置判断 関係機関との連絡調整、対応の判断	情報収集・雪氷パトロール ・除雪準備 凍結防止剤散布 除雪作業 雪庇処理

巡回(通常巡回)



民間が作業を実施

巡回業務(異常時巡回)

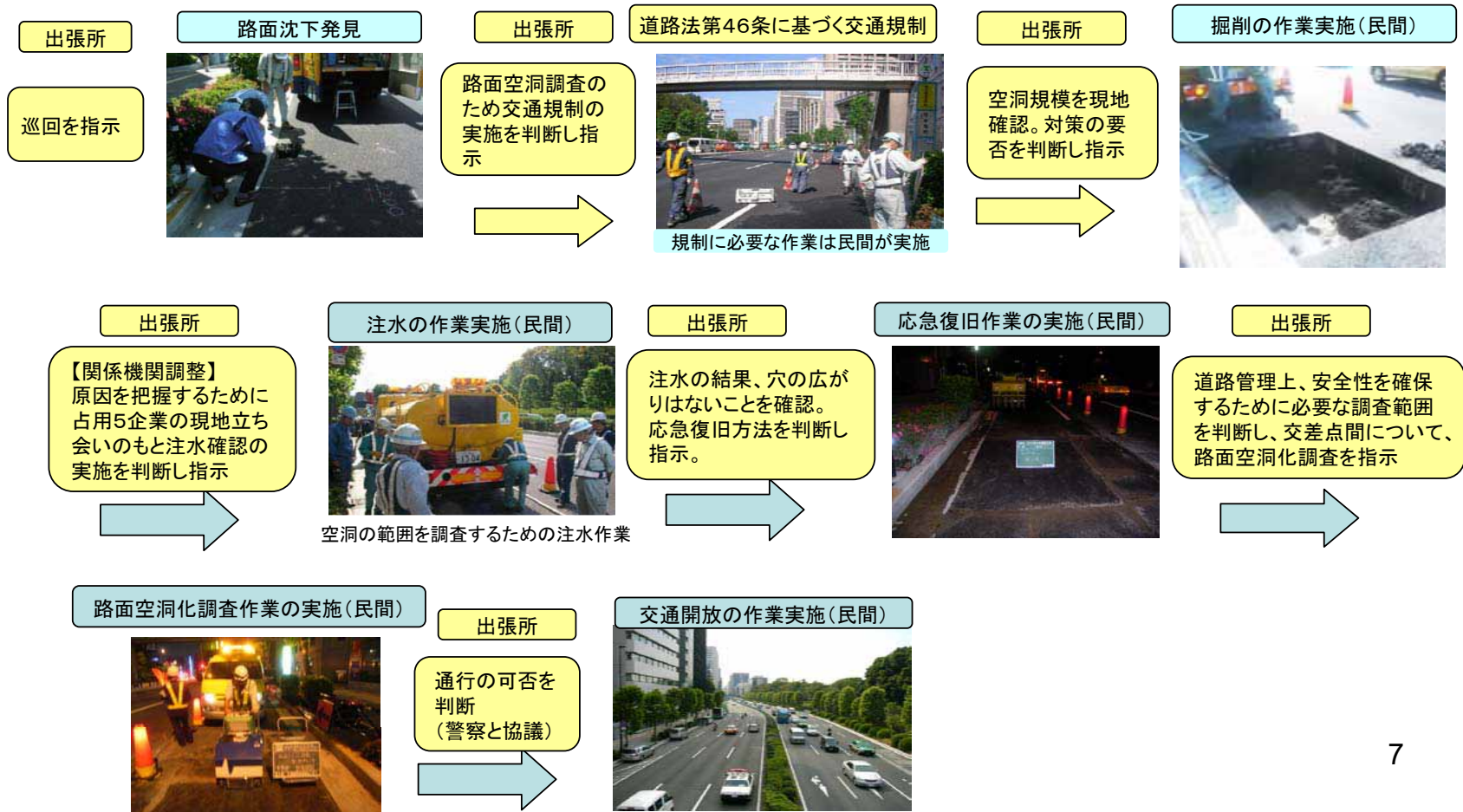
■平成19年中越沖地震における異常時巡回の対応(平成19年7月)



規制に必要な作業は民間事業者が実施

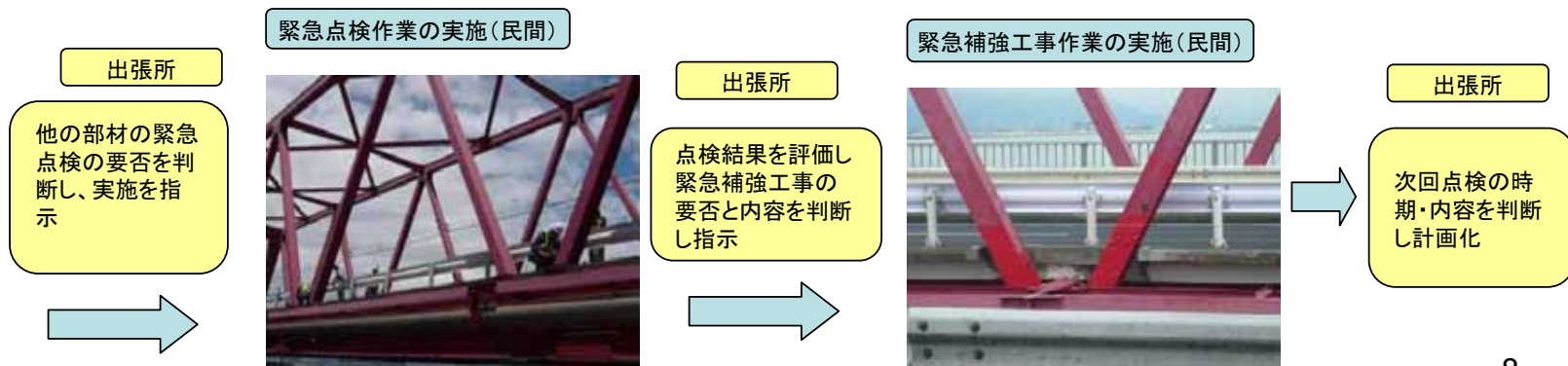
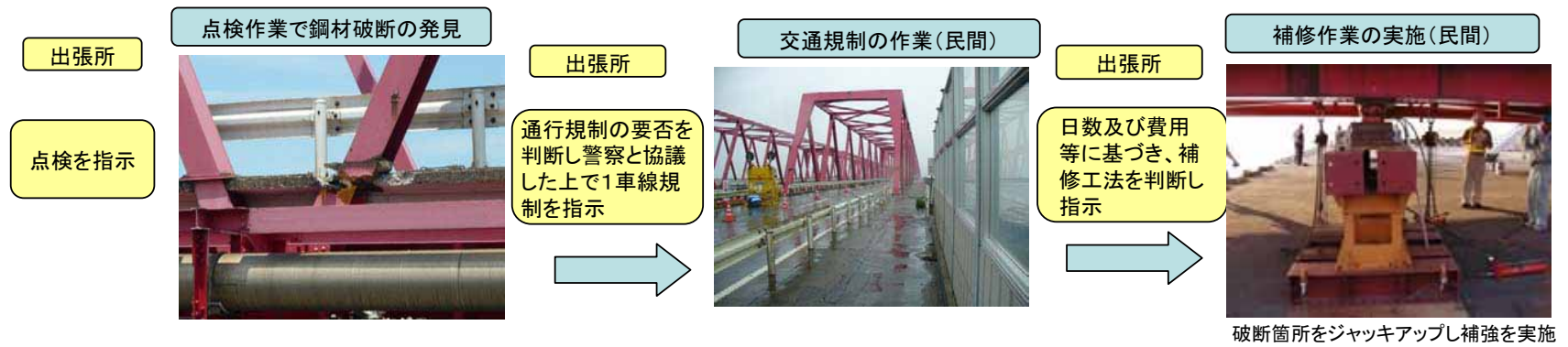
維持

■国道246号(東京都港区赤坂7丁目)の路面陥没における出張所の対応(平成19年6月)



点検

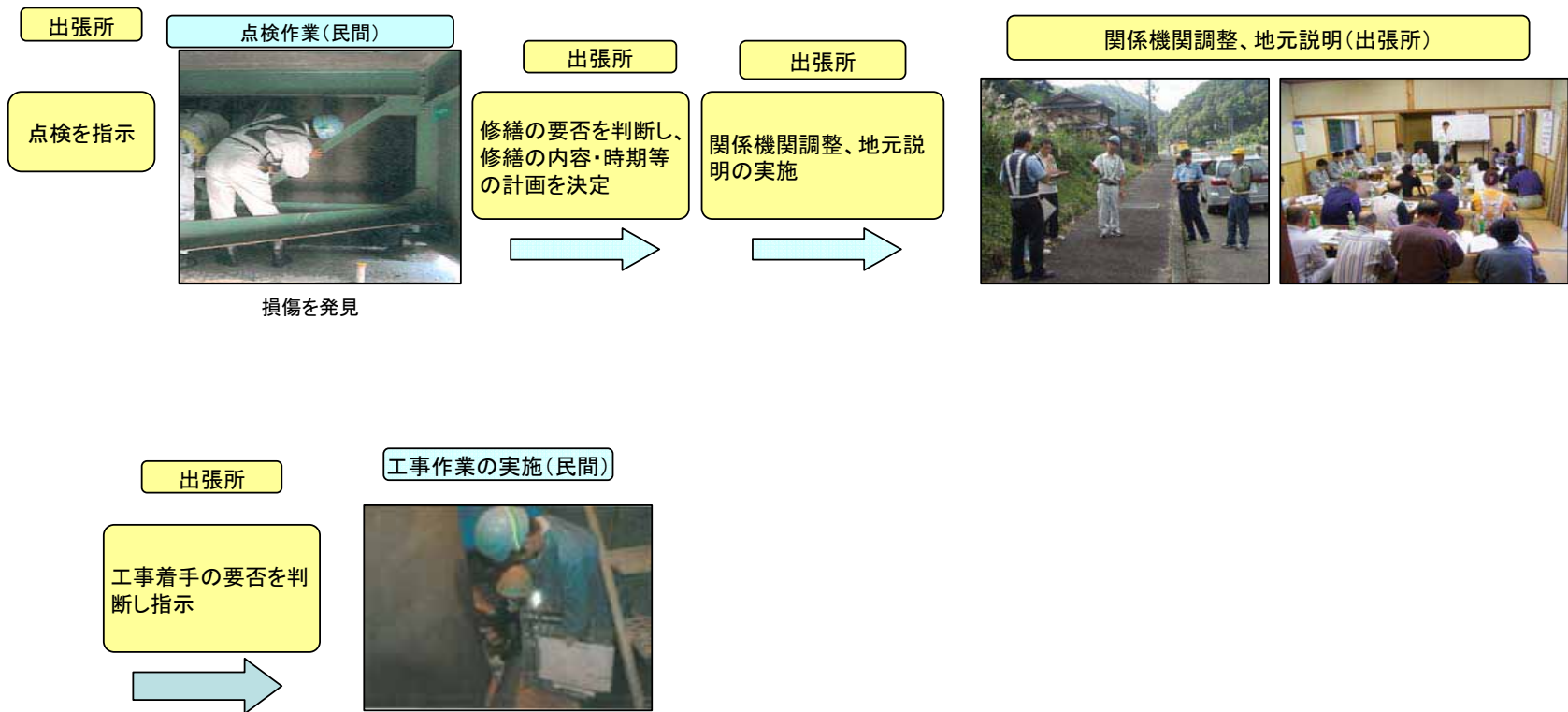
■国道23号木曾川大橋の鋼材破断における出張所の対応(平成19年6月)



修繕

だいちとのごちばし

国道54号(島根県雲南市)第1殿河内橋補修における出張所の対応(平成19年9月完了)



5. まとめ

1. 通行する国民の安全を確保するため、道路法で課せられた責務を果たすため、維持管理を実施。
2. 道路法で課せられた責務を果たす安全の判断を行政の現場組織が実施。
3. 判断を伴わない現場作業は民間事業者へ全て委託済み。
4. 道路法で課せられた責務を果たす安全判断を市場化することは不適切。
5. なお、現在、道路法で課せられた責務を果たすために、巡回、点検、維持、修繕等の各判断を最小限の行政職員で一元的に実施しているが、これを仮に業務毎に民間委託すれば、縦割りの弊害で非効率化。[トータルでの安全判断に支障発生]